

平成28年度第1回南砺市指定管理者評価委員会次第

平成28年11月7日（月）
午後2時～
福野庁舎3階 301会議室

1. 開会

2. 委嘱書の交付

3. 指定管理者評価委員会委員長（副市長）あいさつ

4. 議 事

（1）モニタリング結果に基づく総合的な評価について

資料1

（2）南砺市指定管理者評価委員会設置条例の制定について

資料2

5. その他

次回協議事項

- ・指定管理者制度運用指針の見直しについて
- ・モニタリング様式の見直しについて

南砺市指定管理者評価委員会 委員名簿

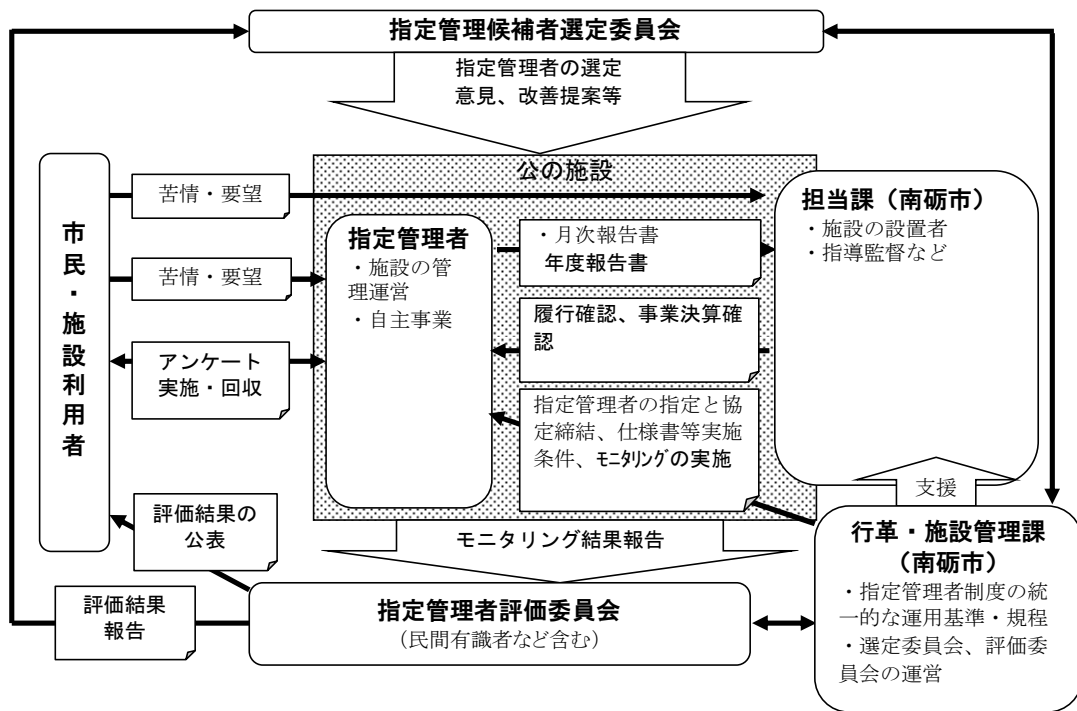
7名（平成28年10月）

区 分	氏 名	役 職 名
委員長	くどう よしあき 工藤 義明	副市長
委員	しんまち えいいち 新町 栄一	一般財団法人北陸経済研究所 特別研究員
	たけだ たつや 竹田 達矢	高岡法科大学 准教授
	まえだ のぶこ 前田 信子	南砺市女性団体連絡協議会推薦
	たけだ わいち 武田 和一	公募委員
	みやした なおこ 宮下 直子	公募委員
	えだ おさむ 江田 攻	公募委員

事務局

氏 名	役 職 名
さいとう むねと 齊藤 宗人	市長政策部部長
かみぐち ながひろ 上口 長博	市長政策部担当部長・行革・施設管理課長
いしさき おさむ 石崎 修	行革・施設管理課 施設再編係長
よしだ まき 吉田 麻紀	行革・施設管理課 副主幹

南砺市指定管理者評価委員会の概要



①設置

指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、評価委員会を設置する。

②委員会

評価委員会は、南砺市指定管理者評価委員会設置要綱に基づき副市長を委員長として、学識経験者、各種団体の推薦を受けた者、公募委員の7人以内で構成する。

③評価委員会が行う事項

- ア. モニタリング結果に基づき運営管理内容についての総合的な評価
- イ. 選定委員会への評価結果と改善の意見報告
- ウ. 評価結果の公表
- エ. 評価方法についての検討
- オ. 指定管理者制度の改善についての検討

【年間スケジュール】

- 1 1月頃 (第1回) モニタリング調査結果による評価
- 1 1月頃 (第2回) 指定管理者制度の円滑な運用について検討
- 3 3月頃 (第3回) //

○南砺市指定管理者評価委員会設置要綱

平成24年1月20日告示第7号

(設置)

第1条 指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、南砺市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を所掌する。

- (1) モニタリング調査結果に基づく運営管理内容の評価に関すること。
- (2) 南砺市公の施設指定管理候補者選定委員会設置規程（平成17年南砺市訓令第5号）第1条に規定する委員会への報告に関すること。
- (3) 評価結果の公表に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者制度の改善について委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 市職員

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副市長をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長政策部行革・施設管理課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成25年3月21日告示第45号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月27日告示第169号）

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、改正後の第3条第2項の規定にかかわらず、その委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

附 則（平成27年3月20日告示第110号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日告示第98号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

モニタリング結果に基づく評価について

1. 評価の考え方

指定管理者制度導入施設は、その設置目的や機能が様々で、評価を行う際には施設の特性や立地条件を考慮した上で実施している。評価は「指定管理者モニタリングシート」を使用し、事務局及び担当課による指定管理者へのヒアリングと実地調査、指定管理者による自己評価（セルフモニタリング）などを取りまとめたものを事務局（案）として、指定管理者評価委員会に提出し最終決定する。

2. モニタリング対象施設

モニタリング評価は、次のいずれかに該当する施設を対象に実施する。

- ア. 公募により指定した公の施設
- イ. 単年度の指定管理料が1千万円を超える公の施設
- ウ. スキー場、温泉温浴施設、宿泊施設等の基幹施設
- エ. その他選定委員会が必要と認めた施設。

3. 評価の方法

ア. 実績（利用数等、事業収支）、イ. 管理（施設の管理状況及び管理体制）、ウ. サービス向上（利用者拡大やサービス向上に対する取組状況）、エ. 利用者アンケート（施設利用に関する満足度）、オ. 参考資料（指定管理者の経営状況（貸借対照表・損益計算書の異常値の有無）等の状況から判断し、施設（指定管理者）の運営状況について総合評価を行う。主な項目の評価基準や総合評価の方法は次のとおり。

① ア. 実績

i) 利用実績の評価基準

施設の利用実績を下記の評価基準に基づき評価する。

- ◎・・・対計画比の増減率の平均が110%以上
- ・・・対計画比の増減率の平均が100%以上
- △・・・対計画比の増減率の平均が100%未満
- ×・・・対計画比の増減率の平均が90%以下

ii) 事業収支の評価基準

施設管理分、自主事業分（該当施設のみ）の収支について指定管理料も含めた剰余金額（収支差額）の対計画差の状況に基づき評価する。

- ◎・・・収入の増、支出経費の削減などの成果で、剰余金額の対計画差が120%以上
- ・・・剰余金額の対計画差がプラスになっている
- △・・・剰余金額の対計画差がマイナスになっている
- ×・・・収入の減、支出経費の削減も認められない結果、剰余金額の対計画差が80%以下

② モニタリング結果の総合評価

総合評価は、施設特性によって分類した施設類型（別紙参照）を基に、重視評価項目も考慮した上で、総合評価としてA・B・Cの3区分による評価を行う。なお、3区分の評価内容は以下のとおりとし、評価委員会において決定する。

また、C評価となった施設については指定管理者に対して期限を決めて改善勧告を行い、改善されなかった場合は指定の解除を実施することとする。

- ・ A評価・高いレベルで管理されている
- ・ B評価・期待するレベルをクリアしている
- ・ C評価・期待するレベルに到達していない → 改善勧告・指定の取消し

[判定基準]

項目		施設分類			
		I. 地域援助型	II. 民間競合型	III. 公共機能保守型	IV. 公共機能増進型
評価項目	ア. 実績	×が無いこと	<u>×が無いこと</u>	×が無いこと	×が無いこと
	イ. 管理割合	100%			
	ウ. サービス向上	<u>80%以上</u>	<u>80%以上</u>	80%以上	<u>80%以上</u>
	エ. 利用者アンケート	4点以上	4点以上	<u>4点以上</u>	<u>4点以上</u>
総合評価	A	イ. の管理割合が100%で、下記の基準を満たす場合			
		ア、エのいずれかとウが基準以上	ア、ウが基準以上	ア、ウのいずれかとエが基準以上	ウ、エが基準以上
	B	A、C以外			
C	・ア. 実績において×が2つ以上、かつ、ウ. サービス向上において70%未満の場合 ・イ. 管理割合の基準を満たさない施設 （避難訓練未実施や管理運営上必要な有資格者が不在等、安全管理を怠っている施設等）				

網掛は、施設分類毎の重視項目

4. モニタリング結果の報告、公表

評価委員会で決定した総合評価結果については、「南砺市指定管理者モニタリング評価結果」により、選定委員会へ報告すると共に、南砺市ホームページ等によって広く市民及び利用者に公表する。

また、指定管理者へ通知（C評価の場合は改善勧告も含め）を行うことにより、公の施設でのサービス水準を高め、市民の施設利用満足度の向上に繋げる。

平成28年度 南砺市指定管理者モニタリング対象施設一覧(施設分類別一覧)

事業内容の収益性

高い

低い

Ⅰ. 地域援助型						Ⅱ. 民間競合型																	
No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域												
1	井波彫刻総合会館、及び井波芸術の森	井波				12	桜ヶ池自然活用施設「自遊の森」	城端	23	桜ヶ池農産物直売所	城端												
2	桂湖レクリエーション施設	上平				13	五箇山和紙の里(五箇山和紙工芸研究館等)	平	24	城端織物会館	城端												
3	利賀活性化施設(そばの郷・瞑想の郷・国際キャンプ場)	利賀				14	ささら館	上平															
4	利賀みどりの一里塚サービスステーション「いっぶく茶屋」	利賀				15	道の駅福光「なんと一福茶屋」、及び福光紹興友好物産館	福光															
5	利賀天竺温泉の郷	利賀				16	ぬく森の郷	福光															
6	たいらスキー場	平				17	イオックス・ヴァルト	福光															
7	利賀特産品等直売施設「とがとが」	利賀				18	五箇山合掌の里(合掌造り宿泊棟・合掌コテージ等)	上平															
8	つくばね森林公園	城端				19	桜ヶ池クアガーデン	城端															
9	利賀林業者宿泊施設	利賀				20	国民宿舎「五箇山荘」	平															
10	利賀ふるさとの森林	利賀				21	タカンボースキー場	上平															
11	井波物産展示館	井波				22	IOX-A ROSAスキー場	福光															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 収益性が高い施設だが、立地条件が悪いことを考慮し、利用実績や事業収支の増加よりも、地域活力に寄与するため、利用者拡大やサービス向上などの取組みを重視すべき施設 【重視する評価項目】 </div>						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 事業特性や立地条件から、民間事業者と競合にも負けない高い収益性に繋がる運営が必要であり、またサービス向上に対する取組みも重視する施設 【重視する評価項目】 ア. 施設の運営状況 </div>																	
												Ⅲ. 公共機能保守型						Ⅳ. 公共機能増進型					
												No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域
												25	井口デイサービスセンター	井口				31	都市公園「関乗寺公園」	井波	42	井波商業観光拠点「よいとこ井波」	井波
												26	平・上平・利賀デイサービスほか	平・上平・利賀				32	井波社会体育館ほか	井波	43	起業家支援センター	城端
												27	福光福祉の家「光龍館」	福光				33	福野体育館ほか	福野	44	福光会館 街中にぎわい武号館	福光
												28	ふれあい温泉センター「ゆ〜楽」	平				34	福光体育館ほか	福光	45	福野文化創造センター「ヘリオス」・都市公園「やかた一号公園」	福野
												29	くろば温泉	上平				35	城南屋内グラウンドほか	城端	46	井波総合文化センター、都市公園「文化緑地」	井波
												30	児童館(城端・井波・福野・福光)	4地域				36	城端温水プール	城端	47	城端伝統芸能会館「じょうはな座」	城端
																		37	福光プール及び屋内グラウンド、総合グラウンド	福光	48	体育施設(福光里山体育館ほか) 福光里山野営場ほか	福光
						38	いなみ交流館「ラフォーレ」	井波	49	体育施設「いなみ木彫り里のテニスコート」	井波												
						39	ゆ〜ゆうランド・花椿	井口															
						40	園芸植物園・いのくち椿館	福野・井口															
						41	高瀬コミュニティ施設「あずまち高瀬」	井波															
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の公共機能を担保する目的であるため収益性は低く、立地条件も悪い事から比較的地域住民の利用に主眼を置く施設であり、利用者からの意見を重視すべき施設 【重視する評価項目】 エ. 利用者からの意見 </div>						<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地域の公共機能を担保する目的であり収益性は低く、利用者からの意見を重視するが、立地条件は良く利用の拡大・増進を目指し、サービス向上の取組みも重視する施設 【重視する評価項目】 ウ. 利用者拡大やサービス向上に対する取組み状況 </div>																	

※施設名の網かけは、新規にモニタリング評価を行う施設

悪い

施設の立地条件

良い

南砺市指定管理者評価委員会設置条例の制定について

1. 条例として制定する目的

指定管理者の管理運営内容の評価を行う指定管理者評価委員会を地方自治法の規定に基づく市長の附属機関とするため、条例で規定する。

【附属機関の特徴】

- ①附属機関は合議制の機関である。
- ②附属機関には最終的な意思決定を行う権限はなく、執行機関に答申を行うのであって、その採否は執行機関の裁量である。
- ③附属機関は執行機関から直接の監督を受けず、委員の自由な審議に基づいて執行機関とは独立して意思決定する。

【地方自治法】

第138条の4第3項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

2. 現行と変更する点

(1) 委員長の選任方法の変更

指定管理者評価委員会を設置する自治体が少ない中、設置している自治体の委員長は、ほとんどが互選により選任している。評価委員会の所掌事務は、市が作成したモニタリング調査結果を適正に評価することなどであり、互選により委員長を選任することが妥当と考えられる。

(2) 他自治体の状況

富山県：県職員である委員以外の委員のうちから互選

千葉市：選定委員会と評価委員会を兼ねる選定評価委員会として、委員長は、委員のうちから互選

(3) 南砺市選任方法（案）

「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。」とする。

南砺市指定管理者評価委員会条例（案）

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理運営の適正化を図るため、同法第138条の4第3項の規定に基づき、南砺市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会は、市長又は南砺市教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）指定管理者が行う公の施設の管理業務の評価に関する事項
- （2）南砺市公の施設指定管理候補者選定委員会条例（平成28年南砺市条例第〇〇号）第1条に規定する南砺市公の施設指定管理候補者選定委員会への報告に関する事項
- （3）前2号に掲げるもののほか、指定管理者制度の改善に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）産業団体、市民団体等から推薦のあった者
- （3）公募による者
- （4）市職員

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長政策部行革・施設管理課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。